

第3 各主体の責務と役割

県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等（以下「主体」という。）について、それぞれの役割を明確にした上で、動物の愛護及び適正飼養に関する施策を協働で推進します。

1 県民

「人と動物が共生する地域社会」を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。地域社会では、動物を飼う人、好きな人のみならず、動物を飼っていない人、苦手な人が混在しているため、お互いがそれぞれの立場に配慮し、相互理解を深め、よりよい関係を築いていくよう努めなければなりません。

2 飼い主（動物の所有者又は占有者）

動物の飼い主となる前から、その動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境や家族構成の変化、経済的負担等も考慮に入れ、慎重に判断しなければなりません。

また、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受入れられるためには、飼養する動物の鳴き声や臭気等により周辺住民に迷惑をかけることがあることを意識し、被害者の置かれた状況を認識し、社会的責任を十分自覚した上で適正な飼養に努めなければなりません。

やむを得ない場合は動物の健康及び安全を確保するために譲渡や引取りを求めることを否定するものではありませんが、飼い主には、原則としてその動物を最期まで適正に飼養管理する責務があります。

3 動物取扱業者

動物取扱業者は、法令で定められた基準等を遵守し、取り扱う動物の適正飼養、保管等に努めなければなりません。

また、各主体が行う取組みに協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担うことが期待されます。

動物販売業者は、健康な動物を販売するとともに、動物販売業者の義務である現物確認及び、対面説明を確実に実施し、購入者に対しマイクロチップ等による所有者明示の普及等の適正飼養に関する正しい知識の提供等に努め、「人と動物が共生する地域社会」の実現に向け、その一翼を担う役割があります。

4 動物愛護推進員

動物愛護推進員は、この計画を理解し、それぞれが有する経験や知識の下、県や市町村の取組みに協力する役割があります。

また、動物愛護推進員には、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護及び適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動が期待されます。

5 動物愛護団体

本計画の推進にあたって、独自のネットワークを活用し、各主体に対して、支援や協力をを行う役割があります。

また、団体活動については地域住民からの理解の下、各主体と連携を図りながら、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すよう努めなければなりません。

6 (公社) 岐阜県獣医師会

県獣医師会は、動物に対する専門的な見地から、動物の感染症発生防止に努めるとともに、動物愛護意識の高揚、動物の適正飼養の推進について自ら積極的に取り組むとともに、各主体への助言や指導を行う役割があります。

また、VMA T (Veterinary Medical Assistance Team: 災害派遣獣医療チーム) を組織し、災害発生初期における情報収集や被災動物の救護をする役割があります。

7 岐阜大学応用生物科学部

教育機関として、この計画の推進について学術的な支援を行う役割があります。

8 市町村

動物の愛護や適正飼養に関する多くの問題や課題は地域に密着したものであり、生活環境を損なう不適正な飼い主への指導や普及啓発等について、管轄保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければなりません。

また、災害時の被災動物の救護等については、地域の実情を勘案したうえで必要となる業務を担います。

なお、岐阜市については、中核市として県に準ずる役割があります。

9 県

県には、犬及び猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務があります。

動物の愛護及び適正飼養の普及啓発、動物由来感染症(狂犬病を含む)対策及び災害時の被災動物の救護等については、地域に根ざした各主体の活動を支援し、県下全域で円滑に推進できるよう広域的な業務を担います。また、動物愛護の拠点施設として「岐阜県動物愛護センター」(以下「動物愛護センター」という。)の運営を行います。

動物愛護の精神に反して、虐待を受けるおそれがある事態及び虐待が認められる事態については、警察と連携して対応していきます。

さらに、動物愛護推進員の委嘱及び行政担当職員研修の実施等を通じ、動物の愛護及び適正飼養の推進に取り組む人材を発掘、育成していく役割があります。



各主体の主な役割の関係図



